

平成 25 年第 1 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 2 日目）

平成 25 年 2 月 19 日（火曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 佐藤 恵子

副委員長 昌浦 泰巳

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典
収納課長 木村 修
保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健
保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹
保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子
社会福祉課生活再建支援室長 阿部 英明
建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章
復興建設課長 熊谷 信太郎
会計管理者 紺野 哲哉
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳
工務課長 鈴木 秀男
総務課参事(兼)総務課長補佐 鞠子 克志
生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 郷右近 正晃
社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 渡辺 明
都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 乗上 英隆
教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐々木 政則
管理課参事(兼)管理課長補佐 小林 正喜

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志
主幹 櫻井 道子

午前9時59分 開会

○佐藤委員長

おはようございます。

補正予算特別委員会2日目でございます。

早速本日の特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は18名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに特別委員会を開きます。

● 議案第19号 平成24年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算(第2

号)

○佐藤委員長

初めに、議案第 19 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

関係課長等から、説明を求めます。復興建設課長。

○熊谷復興建設課長

それでは説明いたします。それでは、歳出から御説明申し上げますので、資料 2 の 88 ページ、89 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目災害公営住宅事業費で 1,717 万 4,000 円の減額補正でございます。説明欄 1、桜木地区災害公営住宅整備事業の公有財産購入費ですが、これは不動産鑑定評価に基づく用地取得費の確定によるものでございます。

恐れ入りますが、繰越明許費を御説明いたしますので 81 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費ですが、初めに現在の進捗状況について御説明申し上げます。1 款 1 項 1 目災害公営住宅事業費、新田地区災害公営住宅整備事業 240 万円については、今月 2 月下旬より測量作業に着手いたします。次の新田地区災害公営住宅整備に伴う付帯事業 998 万 3,000 円につきましては、これも今月下旬より上水道施設解体に伴う補償費算出のための調査に着手いたします。次の鶴ヶ谷地区災害公営住宅整備事業の 800 万円については、現在、測量、地盤調査等などの発注手続を行ってございます。

以上が現在の状況になりますが、いずれの事業も第 4 回復興交付金の採択を受け、補正予算により事業を進めてございますので、年度内の完了が見込めないことから繰越明許を行うものでございます。なお、完了予定につきましては、いずれも 6 月末を予定してございます。

なお、新田地区及び鶴ヶ谷地区の災害公営住宅建設に伴う用地取得につきましては、平成 25 年度の特別会計予算で計上しておりますので、詳細につきましてはその中で御説明いたします。

以上で、歳出についての説明を終わります。

続いて、歳入についての御説明を申し上げますので、86 ページ、87 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般会計繰入金 145 万 4,000 円の増額補正です。これは、歳出で御説明いたしました減額補正に伴う繰入金の減額分と、後ほど 3 款で御説明いたしますが、市債を発行しないことによって生じる繰入金の増額分との差額を計上したものでございます。

2 項 1 目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金で 1,502 万 8,000 円の減額補正です。これは歳出の減額補正の際に御説明申し上げました 1,717 万 4,000 円の補助率 8 分の 7 に相当する額を減額補正するものでございます。

3 款 1 項 1 目土木債で 360 万円の減額補正ですが、起債償還時に生じる利子を抑制するため市債発行のかわりに一般財源を充当するもので、鶴ヶ谷地区災害公営住宅整備事業で

110万円、新田地区災害公営住宅整備事業で250万円を減額するものでございます。

それでは、82ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正で補正前は起債の限度額を360万円としておりましたが、補正後は財源の組み替えに伴い限度額をゼロ円とするものでございます。

以上で、災害公営住宅整備事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

○佐藤委員長

以上で説明を終わります。

これより、歳入歳出一括質疑に入ります。竹谷委員。

○竹谷委員

若干、質問したいと思えます

本格的に災害公営住宅の建設に取りかかっていくということに相なっていくわけですが、特に具体的に桜木、新田、鶴ヶ谷ということになっていくわけですが、建設に当たっての地域住民の説明会が開かれていると思いますが、それに対してどういう問題点が提起されているのか。その問題点に対してどういうぐあいに取り組もうとしているのか。その姿勢についてお伺いします。

○熊谷復興建設課長

これまで桜木地区、それと鶴ヶ谷地区ということで説明会を何度か開催してございます。桜木地区にありましては、地域から出てきた課題というのをちょっと御説明したいと思えます。桜木地区におきましては、まず災害公営住宅建設に当たって周辺道路の道路環境がよくなる、悪化するのではないかと御意見というのをいただいております。これにつきましては、周辺道路の交通規制という部分で何とか行政側と地域住民とがタッグ（マッチ）を組んで、その辺は解消していきたいと考えてございます。また、桜木地区の出入り口の関係で、特に東側の住宅の方から出入り口を変更してほしいという要望がございまして、この辺は物理的な問題ということで入り口を変更していきたいと考えてございます。

それと、過年度に下水道整備が終わって埋め戻しがされている国土交通省の、北側といえはいいんでしょうか、その辺の道路を広げてほしいという問題がありまして、その辺につきましては、できれば復興交付金を充当して整備できないかということで今検討しているという状況でございます。桜木地区につきましては、昨年から今回まで3回ほど説明会をやっておりまして、今回は3月にも説明会をやっていくという予定で今考えてございます。

次に、鶴ヶ谷地区からもいろいろ要望が出てございます。鶴ヶ谷地区につきましては、東北学院大学の用地を取得して災害公営住宅の整備を進めていくということなんですが、今災害公営住宅をつくるに当たって、日照権の問題だったり災害時の道路の渋滞、日常時の道路の渋滞等々の問題が生じるのではないかとということで、地域の方から御要望、御意見をいただいております。こちらにつきましては、1月に説明会をしておりまして今回は3月にもう一度説明会をしていくということで考えております。

いずれにしても、災害公営住宅の予定地というのはほぼ確定しておりますので、その辺

の課題を踏まえながら今後とも付近住民の方と対話をしながら、納得のいく形で災害公営住宅の建設に当たっていきたいと考えてございます。

○竹谷委員

特に説明会をしていろいろ課題が出され、当局としてはできるものとできないもの、そして他の関係部署との調整というものがありますけれども、これらの解決がめどのつかないまま建設に行くということになりますと、住民との感情が先行していく可能性があるのではないかという懸念をいたします。特に、桜木の場合はもう建設スタートという状況にあるわけですので、やはり課題解決を早急に具体的に示して理解をしていただいて、建設スタートをしていくという方法をとっていくことが大事ではないかと思います。その辺についてどうなのか。

それから、鶴ヶ谷地区についてはこれからということになってくると思いますけれども、これも大きないろいろな交通渋滞の問題とか日照権の問題等いろいろあると思いますので、これらの意見を踏まえて建設着工までにこうあるんだということをきちっと地域住民に説明をして、できるだけ理解をいただいた中で着工に持っていくという姿勢で臨むべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○熊谷復興建設課長

竹谷委員の意見、ごもっともだと思っております。桜木につきましても、今まで提示された御意見、課題をちゃんと整理して解決策を示しながら対応していきたいと思っております。また、鶴ヶ谷地区につきましても、今国土交通省の直轄作業ということで、基本構想づくりというのをやっております。その中で、課題等整理しながら何回も説明会に参ってちゃんと方策を示しながら、災害公営住宅の建設に当たっていきたいと考えてございます。

○竹谷委員

桜木については、御案内のとおり一方通行になっておりますし、臨海道路、工場地帯の道路にしますと左折しかできないという状況になっています。そうしますと、どうしても今度都市計画街路となる桜木、笠神のあの道路にタッチせざるを得ないと。そうすると、今要望のある国土交通省のいわば北側の側溝、堀といいますか、あそこの整備を早急にしながら車歩道のある程度つくってやるぐらいの気持ちで行かないと、私は環境の整備になっていかないのではないのかと。このことが来たことによって児童が安全で行かれる道路になったし、こういうふうには人口が多くなったけれども、こういうことをやっていただけのんだという地域住民のやはり安心度、安全度というものを加味していくことが私は大事ではないのかと思っております。

もう一方では、鶴ヶ谷についてはできれば都市計画街路、今調査に入っているわけですがけれども、笠神八幡線の問題、ここを早急にやはり整備をしていくことを早目に国土交通省と話し合いをしながら決めて、できればそこにある一定の車を通過できるような環境づくりというのも一つは大事ではないかと思っております。今の現道の市道の中に、鶴ヶ谷のあの道路に持っていくというのは、相当の交通量になると思いますので、そういう交通網の整備によって

いわば矛先を変えてやると、流れを変えてやるという施策も大事ではないかと思うので、当然今復興推進局も中心となって笠神のほうをやっていると思いますけれども、所管があなたのところになっていくと思いますので、そこはうまく整合性をとってやっていくことが大事であるし、またそういうことを地域住民に理解をさせていくという活動も逆に大事ではないかと思うんですけれども、そういう観点ではどのように捉えているのでしょうか。

○熊谷復興建設課長

桜木地区の問題ですが、国土交通省の北側の水路、過去に埋め立てている部分ですが、ここについてはやはり委員おっしゃるように今の未整備の道路の何らかの改修が必要だと思っておりますので、歩道を例えば住宅側につけるなりという対応も考えていきたいと思っております。

また、鶴ヶ谷地区にあっては、笠神八幡線に災害公営住宅から通常時も非常時も抜けられるような道路の整備というのも必要だと考えてございますので、こちらにつきましては都市計画道路そして避難道路である笠神八幡線の中で接続なども考えていきたいと。さらには、全体の事業も整合性を図りながら調整を図っていきたいと思っております。

○竹谷委員

ひとつそういうことで進めていただきたいと。事務方で幾ら頑張ってもなかなか役所相手、国土交通省相手ということに、調査費はついたけれども工事費はなかなかつかないというのが、交付金のいろいろ説明を受けているとそんな状況のようでございます。ぜひ、市長をトップとして副市長、事務方のリーダーとして多賀城の交通網も含めて災害公営住宅が早急にできるためにはそういうことが必要なんだということで、笠神八幡のこの路線のできるだけの採択をしていただく活動をしていただきたいと思っておりますので、その決意はいかがでしょうか。市長でも副市長でも結構です。

○鈴木副市長

今おっしゃられましたように、相手方が復興庁あり、国交省あり、防衛省あり、財務省ありで非常に国の多くの機関といろいろ相談をしなくてはならないということもありますので、いろいろな機会を捉えて、時に地元の先生方のお力もいただきながら実現に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、場合によっては議会のお力もいただきますようにひとつお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○深谷委員

1点、お伺いいたします。

先ほど、交通規制と言ったのはソニー側のところの一方通行のところを、要は規制として一方通行を外すということなんですかね。実際にはこの間の津波の警報が出たとき、12月でしたか、あのときはあそこを一方通行を逆走していく、地元の方々はあそこを通らないことを皆さん知っているの、そこを逆走して反対側の鶴ヶ谷のほうに抜けていくという状況があったとお伺いしておりますが、その辺についての交通規制だったのかと、今お話にあった交通規制が。具体的にちょっとどういうお話なのかお伺いしたいのが1点と、建設する

に当たって、集会所ということであるんですけども、行政区の区割りとしてはこの災害公営住宅全体なんですけれども、桜木の公営住宅はあそこの桜木の町内会の枠の中に入るのか。新たな災害公営住宅の中で町内会ということをつくっていくのか。その辺というのは今建設段階では具体的にどのようにお考えになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○熊谷復興建設課長

通行規制の問題、詳細を申し上げますと、まずソニー側の部分については、地域の方々から出ている要望としては両極端に2つの意見があるんですが、一方通行そのままと対面通行に直してくれという2つの意見がございます。これはまだ整理されておりません。もう一つは、石垣肉屋さんの前と言ったらわかるでしょうか。そちらのほうに一方通行または通学時間帯の時間規制、例えば7時から9時の侵入規制をかけたらどうかという意見もございます。ただ、これは何回もお話し合いをしていますが、地区全体の総意ではまだないのでこれから今後調整していきたいということでございます。この2つが今交通規制の問題ということになってございます。

次に、集会所の件と町内会の件なんですけど、まだその辺は整理していない部分はありますが、既存の町内会の組織に編入されるものだと考えておりました。

○深谷委員

全体ですね。新田もそうですし、公営住宅は既存の町内会に入っていくと。そうですか。神戸で見たときに、行政区が分かれていたんですね。そこの災害公営住宅の中は災害公営住宅の中での町内会でやっていた。なので、その集会所の件については、先日お話ししたとおりの内容で実際に使われていなかったというところもあったんですけども、やはり入る方が災害公営住宅の場合は確定しない。その確定しない段階で地元の住民の方々と話をしたんですけども、実際に入る方々と話し合いをしてそこに入った方々がちょっと違うところがあって、その集会所の利用であったり、実際には利用しようと思っても外の人たちは、外に今まであった既存の場所を使っている中の集会所を使っていなくて、その災害公営住宅の住民と地域住民との接点が全くないような格好で、本当にちょっと全然企画倒れみたいな部分があったので。じゃ、そういった点については例えばあそこは新田何になるのか、あそこの町内会にそこの住民の方が入って同じ町内会活動として動いていくと。そういったところの例えば集会所の管理となると、今は新田ですから集会所の管理する方々が誰か単年で決まっていて、そういった格好で管理をして使っていくような格好を想定しているということですかね。

○熊谷復興建設課長

集会所につきましては、開放につきましては災害公営住宅に設ける集会所ですが、これは団地の中の人でも外部の人でも使えるということを今想定をしております。ただ、管理につきましてはまだ整理されていない部分がございますので、これについてはこれから整理していきたいと考えてございます。

○深谷委員

ぜひ、その管理に当たっては、本当にその使用料のことであったり、そういった部分で本当に使用されない状況が実際にあるので、やっぱりそういったところを行政区に入れるのであれば、その行政区の区長なりを交えた格好でどのような管理方法があるのかということも含めて話し合いをしていかないと、せっかくつくっても本当に全然使われないのでは意味がないので、やっぱりそういったところをぜひ積極的に話し合いを設ける場を、地区住民の方ともそうですしやっていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○森委員

1点、お伺いしたいと思います。

ハードのほうが少しずつ進んでまいりました。ソフトのほうなんですが、今仮設住宅に住まわれて自治会が着実にできつつあるということでございました。これに基づきまして、災害公営住宅、気仙沼、三、四日前の新聞でしたか、入居要件、要は優先順位等が示されたということで、たしか見たと思うんですが、この優先度に関して仮設住宅に今住まわれている方々との話し合い、どのぐらいの進捗度なのか教えていただきたいと思います。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

仮設住宅、みなし仮設の方々とは昨年から1つの仮設住宅で2回ないし3回ぐらいのお話し合いをやっておりまして、説明はさせていただいて、基本的には御理解をいただいていると理解しております。

○森委員

そろそろ桜木についてはもう1年ぐらい前になるんですか、今の段階では、優先度等、希望者、例えば桜木公営住宅に行きたい、それから新田に行きたいという振り分けの調整が多分必要になってくると思います。その辺の具体の例えば構成、2階、3階、4階という調整も必要になってくる。あとは独居の方、それから障害を持たれた方、さまざまな要件がそれに含まれてくると思います。その構成等について、どのような形で調整していくのかお伺いしたいと思います。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

いわゆる住戸プランになりますけれども、これは昨年に1度アンケート調査をさせていただいておりまして、対象者の方々ですね、そこで世帯構成、障害の有無、家族構成、そういったものをおおむね把握をさせていただきます。桜木については、おおむねその割合でもって世帯向け、単身者用、それから車椅子対応型の住宅、基本的には全部バリアフリーになりますけれども、その住戸プラン、住戸構成で桜木のほうは進めているということでございます。したがって、入居に関しては原則的には抽選になりますけれども、対象の方々を抽選してお入りいただくというやり方を考えてございます。

○森委員

多分皆さん、周知されていると思うんですけれども、その抽選というのが全てオープンの抽選と誤解されている方もいらして、その条件を満たしている方々の中での抽選ということでした。ただ、そこから外れた方もまたそこに入れないととなると多分なかなか大変でしょう

から、その辺、調整が非常に難しいところだと思います。その方々の要望も取り入れていただいて、なるべく多くの要望が、その条件を満たした方ですね、ぜひお願いしたいと思いません。並行してこれは進めていかなければいけない問題なので、ソフトの部分は非常に大切だと思いますので、後々それこそ入ってからめごとがずっと続くような形になりますので、ぜひその辺のところも大変だとは思いますが、よろしくどうぞお願いします。

○戸津川委員

一緒にできる保育所のことで聞きたいんですが、よろしいですか。（「答弁者がいない」の声あり）では、別なときに。

○阿部委員

今の答弁に関連してそのアンケートを行ったという建設部次長のお話でしたけれども、そのアンケートの回収率というのはどのぐらいになっておりますか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

今阿部委員おっしゃったのは、昨年の暮れに行ったアンケート、実は去年、おととしと2回ほどやっております、住戸プランはそちらを原則的に反映しているということで、昨年の暮れに行ったものは現段階では75%ぐらいの回収率と私は理解しておりました。

○佐藤委員長

それでは、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第19号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○佐藤委員長

全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第20号 平成24年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○佐藤委員長

次に、議案第20号 平成24年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

関係課長から説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、103、104ページをお願いいたします。

歳出から御説明をいたします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費、次の 3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金等、次の 6 款 1 項 1 目介護納付金につきましては、いずれも歳入の保険基盤安定繰入金の額が確定したことに伴いまして、財源の組み替えをするものでございます。

次のページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目保健衛生普及費で 97 万 9,000 円の減額補正でございます。これは、各種検診の事業終了に伴う検診負担金の減額でございます。

○長田健康課長

3 目特定保健指導事業費で 284 万 6,000 円を減額するものでございます。説明欄 1 の特定保健指導事業は、平成 24 年度の支払い見込み額の確定に伴う減額補正でございます。

11 款 1 項 5 目償還金で 1 億 3,607 万 5,000 円を増額するものでございます。健康課の説明欄 1 の償還金は、平成 23 年度の特定検診・保健指導負担金に係る国庫支出金及び県負担金が確定したことから、その返還金 223 万 4,000 円を補正するものでございます。

○高橋国保年金課長

次に、国保年金課で 1、償還金 1 億 3,384 万 1,000 円でございますけれども、これは国庫補助金などの前年度分精算に伴う返還金でございます。内訳といたしましては、療養給費負担金返還金 1 億 55 万 4,000 円、災害臨時特例補助金返還金 3,328 万 7,000 円でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

同じ資料の 97、98 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金で 853 万 8,000 円減額、次の 3 款 2 項 1 目 1 節普通調整交付金で 186 万 8,000 円の減額、次の 6 款 2 項 1 目財政調整交付金で 213 万 4,000 円の減額補正でございますが、これが本年度の保険基盤安定繰入金の額が確定したことに伴いまして計上済み額との差額をそれぞれ減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 目乳幼児医療費補助金で 56 万 8,000 円の減額補正でございます。これは乳幼児医療費助成事業運営強化補助金でございますが、本年度分の額確定に伴い減額をするものでございます。

次に、9 款 1 項 1 目一般会計繰入金 351 万 1,000 円を増額補正でございます。1 節保険基盤安定繰入金で 5,336 万 3,000 円を増額補正でございますが、内訳といたしましては保険税軽減分で 4,500 万 1,000 円を増額、保険者支援分で 836 万 2,000 円を増額でございます。それぞれ本年度分の確定に伴うものでございます。

4 節財政安定化支援事業繰入金で 5,305 万 6,000 円を増額補正でございます。これは、本市の場合、低所得者分と年齢構成差による給付費の一定割合の補填という要件に該当しておりますが、本年度の額確定により増額をするものでございます。

5節その他一般会計繰入金で1億290万8,000円の減額補正でございます。1の乳幼児医療費分56万8,000円の減額につきましては、先ほどの県の乳幼児医療費補助金と同額を補正するものでございます。2の国民健康保険特別会計財政支援分1億234万円の減額補正でございます。これは国民健康保険特別会計の財源不足額に対しまして、一般会計から支援をいただくものでございますが、今年度の不足額を8,906万3,000円と見込みまして、計上済み額との差額を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

9款2項1目基金繰入金で1億3,692万7,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明申し上げました平成23年度国庫負担金等の返還金に充てるもので、基金の全額を繰り入れするものでございます。これによりまして、国民健康保険財政調整基金の年度末残高はゼロとなる見込みでございます。

○木村収納課長

11款1項1目一般被保険者延滞金で492万円の増額補正をするものでございます。これは徴収実績による増額分でございます。

次に、債務負担行為の御説明をいたしますので、資料の93ページをお開きください。

○長田健康課長

第2表、債務負担行為でございます。今回のこの表の記載の4件のうち、1件目の各種検診受診券等作成業務委託、2件目の特定保健指導事業業務委託が健康課分でございます。いずれも年間業務委託で、年度初めから業務開始になりますので本年度中に契約等の事務処理を開始するため債務負担行為を設定させていただくものでございます。なお、予算措置につきましては、新年度の予算に計上させていただくもので、期間限度額につきましては記載のとおりでございます。

○高橋国保年金課長

次に、国保年金課分でございますが、国民健康保険事業実績報告書及び調整交付金交付申請書作成システム運用管理保守業務委託、レセプト点検業務委託につきましては、いずれも年間業務委託でございまして業務開始が4月1日からになりますので、本年度中に契約の事務処理を開始するため債務負担行為を設定するものでございます。予算措置につきましては新年度予算に計上させていただくもので、期間限度額につきましては記載のとおりでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○佐藤委員長

以上で説明を終わります。

これより、歳入歳出一括質疑に入ります。根本委員。

○根本委員

ちょっとだけ。一般会計繰入金の1億230万円減額をしたと。当初は1億1,000万円とここに書いてあるとおりですね。国保の改正の説明会のときに、450万円と言ったのかな、

その程度でほとんどは繰り入れなくても済みますよというお話、約 1 カ月ぐらい前だったんですけども、このような状況になったというのはどういう変化が生じたのかということをもっと伺いたしたいと思います。

○高橋国保年金課長

国保税改正のとき、11月に説明会をさせていただきましたときには、大体400万円弱、そのぐらいの財源不足になるのではないかとお示しをさせていただきました。今回、1億円、不足額は8,900万円ほどちょっと財源不足になるのではないだろうかという補正の内容でございますけれども、今後の冬場の保険給付、医療費の伸びであったり、国の補助金なんですけれども、これが年度末交付になるものですからこちらの歳入歳出の見込みによりましては、現在見込んでおりますこの8,900万円よりも少なくなるという可能性はあると思われま。

○根本委員

基金繰入金で全額取り崩していますね。全額を取り崩して財政に充てているわけですが、例えば決算を迎えるときに基金はゼロになりましたと、市で繰り入れるのは、結果的にどうなるかわかりませんよ。この1億円減額だけで済むかどうかかわからないですけども、減額しましたと。そうすると、当初の市で半分持ちますよという考え方が若干変わってくるのかなという感じをちょっと受けたんですね。この繰入金をしないで、要するに一般会計の負担金をこの1億円を入れてこちらの基金を残して次年度にやったほうがいいのではないかと。次年度の会計のためにはそのほうがいいんじゃないのかという素朴な疑問に対していかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

11月にもお示ししたとおり、平成25年度につきましては不足額は全額一般会計からの繰り入れで賄うというお話をさせていただきました。したがって、24年度につきましては、ぎりぎりのラインにはなるだろう、いわゆるこれからの給付費の推移によっては少し不足分が出てくることも予測されますので、余裕を持って今回は8,900万円ほど残させていただいたということでございまして、25年度にはもうかつかつの本当に厳しい財政の中でやりくりをしていきたいということで考えております。

○阿部委員

一般保険者の延滞金の御説明がございましたが、実際延滞者は人数は何人になっているかわかりますか。

○木村収納課長

人数については、手元に資料がございませんので。申しわけございませんが。

○阿部委員

例えば、延滞者の方が、生活が大変ながらも分割して納めたいという方も中にはいらっしゃると思うんですけども、分割の制度についてちょっと教えていただきたいんですが、どういう形で納められるのか教えていただきたいんですが。

○木村収納課長

分割につきましては、その方の経済状況及び課税の状況などをお聞き取りしまして、その範囲というか、支払える可能な範囲でとりあえず一括で納められない場合は分割でという形で御相談をさせていただいております。その方の生活状況が向上した段階、もしくは変化が出た段階で再度御相談を重ねてやっていくという形で対応しております。

○阿部委員

今お伺いしたのは、市民の中で生活保護を受けないで生活が苦しいながらもしっかり分割して納めていきたいと意欲のある市民がおります。その方々の市民の意向に沿って、生活状況もよく聞いていただきながら分割に対して誠意ある窓口の対応を引き続きお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいいたします。以上です。

○藤原委員

25年度の対応については、まだ約束のお金も入れていない中で値上げするのは理解できないと。それで、とにかく上げないでその分の不足分は一般会計から入れるということで、そういう話になっています。24年度の補正でやっぱり1億9,140万3,000円を計上していたのに、1億234万円減額するとなるとなかなかすんなり、はい、わかりましたとやっぱり言えないんだよね。もともとたしか7億6,000万円の半分だったかな、3億何がしを入れると約束していて、補正減をしないとどういう不都合があるのかと。これは去年も議論したような気がするんですけども、改めてどういう不都合があるんですか。このままじゃなぜいけないのかということなんですが。

○鈴木保健福祉部長

基本的には、特別会計は受益者負担の原則ということがございます。まず、これが第1点でございます。

それから、9月の決算議会のときに御説明をしていると思いますが、基金の積み立てにつきましては、いずれ国庫補助金の返還金等が約1億5,000万円の中に含まれているという話を9月の決算議会で御説明をさせていただいております。したがって、今回の基金の積み立てというのは、国の返還金がほとんど大部分でございますので、その返還金を一般会計で賄うというのはちょっとこれは特別会計の会計法上、いろいろ問題があるのではないかとということで今回全額取り崩しをさせていただきました。以上です。

○藤原委員

料金改定のときにこれぐらい入れますよという市側からの説明もあって、了承というか、いろいろ意見があったけれども賛成多数で可決されたわけですね。それで、その合意に基づいて当初予算で計上しているわけですね。それを黒字になったとしても約束だからと市が入っていた場合に、例えば国や県からそれはおかしいよという指導があるとかということはあるんですか。私はそういうことはないのではないかと。結局そういうことについては、市の裁量に任されているのではないかと私は理解しているんですけども、その点についてはいかがですか。

○鈴木保健福祉部長

あくまでも特別会計の中での一般会計からの補填につきましては、特別会計を運営する上では一応ルール違反ということで、県の指導になります。これは次年度以降への財源補填という形で繰り上げ充用するなりということのルールがある以上、それはルールにはありませんのでルールにのっとって特別会計を運営してくださいという通知は来ているということは事実でございます。

○藤原委員

そんなこと言ったら、そもそも一般会計で入れるのが間違いだという話になっちゃうでしょ。だけれども、入れたのはやはり国保のひどい状況の中で、そういう対応をすることにしたわけです。私は、そういうことまで国や県が口出しするとはちょっと思えないんだけど、何かそういう文書あるんですか。黒字になったら一般会計は絶対入れてはだめですとかそういうものあるんですか。あったら見せてほしいんですけども。それを見て検討します。

○高橋国保年金課長

毎年、予算編成通知というものが国から発出されるわけなんですけれども、その中に赤字になった場合、繰り上げ充用で対応するとかそういった内容のものが記載されている部分がございますので、後ほど委員にはお示ししたいと思います。

○藤原委員

それは会計原則の中で、いわゆる独算制でやっているというのは私もよく知っています。だから、独算制の範囲の中で当年度に資金不足になったら、それは繰り上げ充用となるでしょ、市長が入れると言わなければ。そういうことになるんですよ。だから、繰り入れしてはだめだという通知があるのかということですよ。だって、全国ではいっぱいやっているんですよ。とても高い国保税を払いきれなくて、繰り入れをやっているところはいっぱいあるんですよ。私は、結局それは保健福祉部長の自主的な考え方じゃないのかと。一般的な財政のうちはわかります。一般的な財政論としてはわかるけれども、料金改定のときにそういう約束をして、その約束に基づいて予算計上したものについて、黒字になったらそれは下げなければいけないなんていうのは、全く保健福祉部長と市長の考え方なのであって、私は財政制度上、そういうことを市民との約束だからといって入れたものをそのまま補正減にしなくたって問題になることはない、それはまさに自治権だと、自治体の裁量だと私は思うんですけども。だから、まず文書を見せてもらってからもう一回考えますから、文書を見せてください。

○根本委員

より深い答弁は要らないんですけども、ちょっと今の部長の答弁、やっぱり市長が市民の皆さんに負担をかけるのは悪いということで、一般会計から入れるという断言をして22年、23年、24年度まで来て、今は24年度の補正をやっているんです。この段階で今のように会計原則はもともとわかっているんです、私たちも。しかし、それを22年度において入れるということでもう皆さんで決めたんじゃないですか。議会も決めたんじゃないですか。

今は 24 年度の補正なんです。そのときの補正でその会計原則を言ってしまったら、22 年度の改正は何だったのとなりますので、余りそこは強調してはまずいんじゃないかと。25 年度だったらいいですよ。このように私は思うんです。という一応感想だけ述べておきます。

○佐藤委員長

それでは、文書があれば出していただいて。

11 時再開でいいですか。じゃ、11 時再開ということで。休憩です。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 05 分 開議

○鈴木保健福祉部長

大変お待たせして申しわけございませんでした。

お手元に、23 年 12 月 28 日の厚労省からの通知の写しということで配付をさせていただきます。裏面に赤字保険者に関する事項ということがございまして、この中には赤字を解消する旨の規定が盛り込まれております。実際には、昭和 46 年 11 月 25 日発の通知に、基本計画をつくりなさいとあるんですが、これもちょっと量が膨大なので口頭で御説明をさせていただきますけれども、前年度で赤字が生じた保険者については料金改定いわゆる税率改正をするか何かしらの方法で健全な財政運営に努めてくださいと、こういうことになります。その中で、先ほど来から藤原委員からもお話が出ていますが、国民健康保険が抱える根本的な制度上のひずみと申しますか、そういったものがあるのもこれまでの皆さん方との審議の中で明らかになっているんですけれども、そういうことから保険者によっては一般財源を投入してそれを穴埋めするといえますか、赤字を補填するというこの手法をとっている市町村も現実問題としてあります。ただ、今回はいわゆる一般財源を国民健康保険の特別会計にいわゆる繰り入れをして余剰金が出た場合、それを基金にして積み立てて次年度使ったらどうかと、多分こういうお話だったと思うんですけれども、あくまでも国民健康保険の特別会計については単年度主義ということを考えれば、多くの市民の方々の一般の税で補われている財源を国保に余剰金を積み立てるということについては、そういう手法は用いずにとりあえず赤字の補填額分を一般会計から繰り入れて、次年度以降また改めて本来であれば税率改正をして不足額を補っていくというやり方が本来の筋と。ただ、昨年 11 月に御説明いたしましたとおり 25 年度につきましては、税率改正をしないで不足額については全て一般財源で賄うということの御説明をさせていただいておりますので、今回基金の積み立てがなくても 25 年度については、きちんと一般会計から繰り入れをして補填していくということでございますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○藤原委員

だから、繰り入れをやってはだめだという明確な指摘があるわけではないんだよね。いわゆる国保会計上の一般的な運営原則が書かれているんです。そこから先は考え方の相違ということになるんだと思うんだけど、ちょっとやっぱり 25 年度についてはぼかした面

もあるんだけど、とにかく上げないで一般会計で持つということになりました。市の一般会計の負担としては結局同じなんです。24年度の補正でこのまま計上していれば。その分、25年度に余裕持っていくだけの話だからね。だから、保健福祉部長は単年度、単年度だと言うけれども、実際上は料金算定期間を2年なり3年なりに定めて、その間の医療費を見積もって、その間の国保税収入を見積もって、国の出資金等を見積もって、足りない分を国保税として算定するやり方をしているわけでしょ。だから、私はそういう前提に基づいて料金算定と一般会計からの繰り入れをしたんだよね。私はやっぱり補正減をしなければいけないという明確な理由は、ちょっとこの文書からは見つからないと思うんですけども、なお私の認識不足があるのであれば御指摘というか、説明いただきたいんですけども。

○鈴木保健福祉部長

あくまでも会計原則にのっとって特別会計を運営しているということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○佐藤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第20号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○佐藤委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第21号 平成24年度多賀城市後期高齢者医療補正予算(第2号)

○佐藤委員長

次に、議案第21号 平成24年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

関係課長等から説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険料の震災減免に伴う保険料の減額と、これに伴いまして後期高齢者医療広域連合への保険料納付の減額補正が主なものでございます。初めに、議案関係資料で災害減免関係の御説明をさせていただきますので、資料3の44

ページをお願いいたします。

東日本大震災による災害被害者に対する後期高齢者医療保険料の減免及び一部負担金免除の概要でございます。1、平成24年度後期高齢者医療保険料減免の状況でございます。区分欄1から5に該当する被保険者に対しまして、記載の減免理由、減免割合のとおり減免されるものでございますが、合計欄で申し上げますと平成24年12月31日現在でございます。減免者数は1,578人となっております。その下の表でございますが、減免被保険者数割合は27.15%、またその下の表になりますが、減免額は3,877万2,400円で減免前保険料額の10.06%となるものでございます。

次に、2の後期高齢者医療一部負担金と免除証明書の発行の状況でございます。区分欄1から4に該当する被保険者に対しまして、減免理由のとおり免除されるものでございますが、こちらも合計欄で申し上げますと24年12月31日現在で1,903件の交付となっております。下の表になりますが、発行対象被保険者数に対する免除証明書発行者数の割合は29.22%となるものでございます。

以上で資料の説明を終わります。

恐れ入ります。議案2の116、117ページをお願いいたします。

最初に、歳出から御説明をいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で4,892万6,000円の減額補正でございます。これは後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金の合計額を広域連合に納付するもので、詳細は歳入で御説明を申し上げます。

次に歳入でございます。

前のページをお願いいたします。114、115ページでございます。

歳入でございます。1款1項1目後期高齢者医療保険料で4,783万9,000円の減額補正でございます。1節現年度分で4,916万円の減額補正でございますが、これは震災による保険料の減免分と今年度の精算賦課に伴う見込み額の減少分との合計額を減額するものでございます。2節滞納繰越分で132万1,000円の増額補正でございますが、今年度の徴収実績に基づき増額をするものでございます。

次に、3款1項2目保険基盤安定繰入金で108万7,000円の減額補正でございます。これは保険基盤安定繰入金の確定に伴う低所得者軽減分、被用者保険被扶養者軽減分の減額でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○佐藤委員長

以上で説明を終わります。

質疑ございませんか。竹谷委員。

○竹谷委員

別に質疑じゃない。ちょっとお聞かせ願いたいです。滞納繰越処分が実績として上がってきている。先ほどもそうですが、この滞納者に対する徴収の関係について、ちょっとわからな

いものですから教えていただきたいんですが、市はどこか事業所に委託をしておりますか。委託契約をしておりますか。

○木村収納課長

市税全般あわせて納税勧奨員ということで業務委託をしております。

○竹谷委員

会社に委託されておりますか。会社に委託されているのであれば、何という会社で、住所がどこで、はっきりと明示してほしいと思います。

○木村収納課長

会社については、民間の企業で大新東というところになります。住所については、多賀城内に事務所が中央にあります。

○竹谷委員

この徴収に当たっている方が、先ほどもありましたけれども、もし徴収に行かれた、けれどもきょうは払えない、分割して支払いしたいんだけれどもという相談は、この委託会社では受け付けするようにしていますか。

○木村収納課長

分納のお約束等につきましては、基本的に我々職員が行う形になっています。分納誓約書という形で基本的には書類で御提出いただくようにしております。

○竹谷委員

滞納します。行かれるんです。で、きょうちょっと持ち合わせがないので後でとかという相談があった場合に、この方たちが相談に乗っていただけるのかということなんです。

○木村収納課長

今の御質問ですと、その期別なりの納付について後日納めるからという内容のお話に承ったんですけれども、そういった場合は分納という形ではなくて時期がちょっとおくれる形になりますので、その部分については事例にもよりますけれども、基本的に後日訪問していただいたりする場合もございます。

○竹谷委員

滞納は、例えば現年度分でちょっとおけているという方々のお宅も直接訪問して集金しているようにも見受けられているんですけれども、その場合でもそういうことの意義を申し上げれば、理解をしていただけるという仕組みになっているのでしょうか。

○木村収納課長

現年度分につきましては、納付をお忘れになっている方などもいらっしゃいますので、そういった部分で訪問させていただいている分、納税勧奨という意味で回っていただいている部分がございます。そういった形で、基本的には自主納付ということでお近くの銀行なりコンビニから納めていただくのが大原則ですので、後で納めますからということでお話いただければそれで結構なんですけれども、ちょっと足が悪いとか何かでうちに来てくれないかといった場合は、お伺いする場合もございます。

○竹谷委員

ちょっと実態調査したほうがいいですね。行った方が直接集金されているところもあるようです。今あなたが言った督促ということ、お忘れになっていると思いますからお近くのコンビニなり市役所窓口で割賦をもって納めてくださいという奨励ならわかるんですけども、一旦そこでもう割賦で、はい、わかりましたと言って判こを押して集金していつているという声も伺っておったものですから、いつからそういう制度になったのかなと。滞納であれば、その勧奨員に言うてお話を市役所に行くなり何らかの形で窓口に行って相談しなさいという指導をしているようにしているんですけども、どうもそうでないような。かに受けるような、受けるようなですよ。訪問のように感じられるものですから。ですから、市民にそういうふうに督促に来たんだと言われるような感じを持たれないようなやり方というものは、現年度分に関してはちょっと気をつけたほうがいいんじゃないのかなというぐあいには思っているんですけども。その辺、いかがでしょう。そういう点も調査をして市民に不快な思いをさせないようにしたほうがよろしいのではないのかなと感じるんです。極端に言うと、本当に悪気はなくてやっているんでしょうけれども、取り立てみたいな感じに受け止められると、私は住民も不幸せだし行った方も心外だと思うんですよ。その辺をきちっと整理をしてやったほうがよろしいんじゃないのかなと思っているんですけども、その辺の調査と場合によっては指導ということについていかがでしょうか。

○木村収納課長

実際に訪問して、その場で納めますからということでお預かりするケースも多々あると思います。ただ、委員おっしゃるように相手方が受け取られる感情、どういうふうに受けとめられるかということもあると思います。実際の実例として、逆にただで門前払いになるような御家庭もございますので、その辺のところは実態がどうなっているか再度確認させていただきたいと思います。

○佐藤委員長

それではお諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第21号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○佐藤委員長

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 22 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○佐藤委員長

次に、議案第 22 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

関係課長等から説明を求めます。介護福祉課長。

○松岡介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明をさせていただきます。

資料 2 の 133、134 ページをお願いいたします。

歳出から御説明を申し上げます。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費で 9,870 万 1,000 円増額補正ですが、利用実績の増加によるものでございます。2 目地域密着型介護サービス等給付費で 1,729 万 2,000 円の減額補正ですが、これは今年度開設いたしました小規模多機能型居宅介護施設及びグループホームの開設時期が、震災の影響により遅延したことによるものが主なものでございます。3 目施設介護サービス等給付費で 1,245 万 8,000 円の増額補正ですが、利用実績によるものでございます。4 目居宅介護サービス等計画給付費で 1,321 万 3,000 円の増額補正ですが、計画作成実績の伸びによるものでございます。5 目審査支払い手数料で説明欄 1、財源組み替えにつきましては後ほど歳入で御説明申し上げますが、今年度から支払基金交付金の交付割合が改定されたことに伴います補正額財源内訳に記載のとおり財源組み替えを行うものでございます。

2 款 2 項 1 目高額介護サービス等費で 759 万円の減額補正ですが、減免等により支給対象者の減少によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 3 項 1 目高額医療合算介護サービス等費で説明欄 1、財源組み替えでございますが、これも支払基金交付金の交付割合改定に伴います補正額の財源内訳に記載のとおり財源組み替えを行うものでございます。2 款 4 項 1 目特定入所者介護サービス等給付費で 572 万 9,000 円の減額補正ですが、利用実績に基づくものでございます。

3 款 2 項 1 目包括的支援事業費で 222 万 5,000 円の減額補正ですが、説明欄 1、地域包括支援センター管理運営事業の減額で、次のページをお願いいたします。中央及び東部地域包括支援センターにおいて、職員の退職があったことによる欠員期間の 13 節委託料の減額でございます。その後、補充がなされ充足して運営をされております。2 目任意事業費で 190 万 2,000 円の減額補正です。説明欄 1、おむつ支給事業で 127 万 2,000 円の減額は、施設入所などによる利用の廃止及び支給実績見込みによるものでございます。説明欄 2、成年後見事業で 63 万円の減額ですが、これは市長申し立てによる成年後見人に対する報酬費用助成費の減額で、今年度後見人がいないことに伴う減額でございます。

次に、6 款 3 項 1 目諸支出金 60 万円の増額補正で、説明欄 1、食費・居住費負担金でございしますが、昨年 2 月まで実施いたしました施設入所等における食費・居住費の免除につ

きまして、追加申請のあったものに対する増額並びに補正額の財源内訳でございますが、今回国の補助対象とされましたことから、昨年12月の補正額200万円につきましても財源組み替えを行うものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、125ページにお戻り願います。

3款1項1目介護給付費負担金で1,747万7,000円の増額補正でございます。これは、歳出で申しあげました介護給付費の増額に伴い、計上済み額との差額を増額するものでございます。2項1目調整交付金で296万9,000円の増額補正でございます。これも介護給付費の増額に伴うものでございます。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で163万1,000円の減額補正でございます。これは、歳出における包括的支援事業及び任意事業の減額にともなうものでございます。5目介護保険災害臨時特例補助金で476万5,000円の増額補正は、保険料利用負担額等の減免対象が23年度のもので24年度に入ってから申請が行われたものに対します国庫補助金でございます。7目特別調整交付金で32万6,000円の減額補正ですが、次のページをお願いいたします。昨年9月分までの利用負担額の減免額について国から交付されるもので、実績額による減額でございます。

4款1項1目介護給付費交付金で319万9,000円の減額補正でございます。これは今年度から全国ベース被保険者数割合に伴い、交付割合が30%から29%に改定されたことに伴います減額でございます。

5款1項1目介護給付費負担金で1,258万9,000円の増額補正でございます。これは介護給付費の増額に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項2目地域支援事業支援交付金（包括的支援事業・任意事業）で81万5,000円の減額補正でございます。これは歳出における包括的支援事業及び任意事業の減額に伴うものでございます。

7款1項1目一般会計繰入金で874万9,000円の増額補正でございます。1節介護給付費繰入金で1,156万4,000円の増額補正ですが、介護給付費の増額に伴うものでございます。3節地域支援事業支援交付金（包括的支援事業・任意事業）で81万5,000円の減額補正ですが、これは歳出における包括的支援事業及び任意事業の減額に伴うものでございます。5節介護保険サービス利用料減免分繰入金で200万円の減額補正ですが、歳出で申しあげました昨年2月までの施設入所等における食費・居住費の免除分で、24年度に申請のあったものに対する負担分が国の補助金として交付対象となったことに伴う昨年12月に補正をいたしました200万円について、財源を組み替え減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

2項1目介護保険事業財政調整基金繰入金で4,965万6,000円の増額補正でございます。これは介護給付費の増額に伴い、第1号被保険者負担分の当該基金からの繰り入れを

増額するものでございます。これにより介護保険事業財政調整基金の平成 24 年度末の保有残高は 3,913 万 3,773 円となる見込みでございます。

歳入は以上でございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、121 ページにお戻り願います。

第 2 表、債務負担行為の補正でございますが、国保連合会共同処理業務委託から健康ストレッチ教室業務委託までの 6 件を追加するものでございます。上から 4 項目めまでは介護福祉課関係分でございます。いずれも例年どおり新年度 4 月 1 日からの委託業務実施のためのもので、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

○長田健康課長

次に、健康課分で 5 件目の二次予防事業対象者把握調査業務委託と 6 件目の健康ストレッチ教室業務委託でございます。いずれも年間業務委託で年度初めからの業務になりますので、本年度中に契約等の処理を開始するため債務負担行為を設定させていただくものでございます。なお、予算措置につきましては、新年度の予算に計上させていただくもので、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長

以上で説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。深谷委員。

○深谷委員

予算で聞けないのでここで聞いておきます。

今の債務負担行為であった下 2 つ、121 ページなんですけれども、二次予防事業対象者把握調査業務委託、二次予防事業対象者を把握して何をやるんですか。

○長田健康課長

こちらは 24 年度から開始した業務でございます。こちらの内容につきましては、65 歳から 74 歳までの方を対象にアンケート調査を行いまして、そちらの生活状況を回答をいただいております。昨年実施しましたところ、そのアンケート調査に基づきますと、やはり認知症に問題がある方とか生活不活発な状態にある方とか、そういうことがわかりますので、そういう方を対象に介護予防事業を充実させていくというものでございます。

○深谷委員

多分、その下の健康ストレッチ教室に関してもそういった格好で必要な方が必要な事業を受けられるように、地域包括支援センターなのか健康課のほうでそういうふうにお話をかけに行くことで 2 次予防を図っていくということなんでしょうけれども、2 次予防の対象者としてそういったものが必要だという方のうち、こちらからの語りかけといいますか、そういったことによってストレッチ教室なりなんなりに参加する方というのはどれぐらいいらっしゃるんですか。

○長田健康課長

二次予防事業ですと、昨年度でありますと参加延べ人員ですと 228 名という形になっております。24 年度については、現在進行形という形でございます。

○深谷委員

対象者、要は二次予防事業で何らかの形でストレッチなり予防に必要な事業に参加してもらったほうがいいという対象者を把握するわけですよ、この調査業務で。その調査業務で必要とみなされた方々が参加された延べ人数が 228 名ということなんですけれども、必要だとなった方々がどれぐらいいて、そのうちの延べ人数が 228 で、何回開催して 228 人だかわからないんですけれども、俺いつも思うんですけれども延べ人数で何がわかるのかよくわからないんですけれども、何で実数で出せないんですか。同じ方が何回もという、例えば 1,000 人いて 100 回やっていて延べ 228 人だと、1 回 3 人参加という数字を出したときには、400 万円かけて 3 人分で 1 人当たりの単価が 100 万円を超えるという計算になるわけですよ、年間を通して。費用対効果で考えれば。そういう考え方をしていくんだったら、ぜひ実数で出さないと何のために全体を把握して、その方々が介護保険などのお世話にならないように予防活動の前段階でとめていくところに全くもって寄与していないように感じるんですけれども、今の時点で実数がもし出ていないのであれば、全体がどれぐらいいてそのうち延べでというところで、これ毎回言っていますけれども延べじゃなくて、ぜひ実数で出してもらいたいんですけれども、全体でどれぐらいいて、それをお願いいたします。

○長田健康課長

23 年度の対象者につきましては、二次予防事業対象者は 325 名という形になっております。それで、参加の実人員といたしましては 22 名で、参加延べ人数といたしまして 228 名という状況でございます。

○深谷委員

今の言うと、要は 400 万円をかけて 325 名を把握して 22 名、そのうちの対象者の 1 割にも満たない方々がやっているということになると、この事業じゃないとだめなんですか。こういうふうに把握してその方々が予防に努めると。もちろん、22 名の方が二次予防の対象となって介護にかからないということでそういうふうに進むのはいいと思うんですけれども、何かもうちょっと違ういろいろな方策があるのかなというところが 1 点と、例えばそういった方々が 325 名対象がいて 22 名しか実数として参加していないという、引くと単純に 303 名の方は参加していないんですけれども、303 名が参加していない理由はどのようにお考えになっていきますか。また、そこについてもし参加を促すような対策を何かとっているというのであれば、それもお願いします。

○長田健康課長

これは震災直後ということがございました。なかなかこちらの教室に参加していただくという意欲が湧かなかったのかなという形で思っています。そのため、24 年度以降につきましては、開催場所などもふやす、コースなどもふやす、あとは送迎つきで会場まで送り迎え

をしてなるべく人数をふやすということもしております。健康ストレッチ教室なんかも結構人気がございますので、新年度予算では教室の開催数をふやすという方向でいきたいという形で考えております。

○深谷委員

わかりました。僕、前にも言ったんですけども、こういったことを民間でやっているところも多々ございます。この288万円8,000円というところでの効果についても、ぜひ決算のときの、また委員長になったらお話できないかもしれないので、その前にどこかで載せてもらえるといいんですけども、やっぱりそういった民間の活用も考えながら、参加できる形態をどんどんふやしてあげるといってもう少し力を入れてもらえるといいかなというところもございます。やっぱりそれをする中で、介護保険を抑制できる一助を担うというのが調査して教室をするということだと思っているので、やはりそういったところにぜひ力点を置いてほしいのと、数字を示すときはぜひ実数をお願いします。延べ人数で参加しても、結果として22人しか出ていないんだったら、さっき言ったように303人は対象になっていてその方々は全く参加していないということなので、それは会場をふやせば来るものなのか、足があれば来るものなのかということも含めて、それぞれの方々に程度があると思いますので、その程度に応じた格好でどういう対処が必要なのかというのは、これまた今おっしゃられた内容とはまた別の課題になると思うので、ぜひそういった点も考慮していただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○長田健康課長

今回こちら3カ所ふやすには、やはり教室の数もふやすということが大事だと思っております。そのために、市役所だけでやってもなかなか教室の数もふやせませんので、民間の力も借りて行いたいと考えております。なお、今年度予算においては、桜木にありますアシストさんのプールを使いまして、水中ウォーキング教室というようなものも試行的にちょっとやっております。新年度についてもそちらの回数も何とか充実させていきたいなという形で考えております。

先ほど、二次予防事業対象者把握調査業務の対象なんですが、74歳までと言いましたが済みません。79歳までということで、申しわけございません。訂正させていただきます。

○根本委員

138ページの紙おむつ支給事業でございます。今回の補正で127万円2,000円減額補正をされているということでございまして、このおむつ支給事業も非常に在宅介護をされている皆さん方にとっては、経済的側面から支援をするという非常に大事な事業であると認識しております。このおむつ支給なんですけれども、今は何をどのぐらい支給されているのかお伺いしたいと思います。

○松岡介護福祉課長

今現在、品目といたしましてはオープンパンツそれからフラットパンツ、リハビリパンツ、あとパットもしレギュラーワイドというのとワイドというのと、なるべく利用者の方に品目

を多くした形で支給をさせていただいております。

○根本委員

今言ったのは全て支給しているわけですか。

○松岡介護福祉課長

申しわけございません。そういった品目を準備しまして、利用される方の対応に応じてそれぞれおおむね、ものによって枚数がちょっと違うんですけども大体金額的に同じぐらいなるように、例えばオープンパンツですと30枚とか、それからフラットパンツですと50枚とか、そういった形で品目に合わせて枚数を調整しながら配布をしております。

○根本委員

そうすると、そういうものと尿とりパッドは別々で、尿とりパッドを注文した方はパンツはもらえないというふうになっているんですよね、今ね。そうでしょ。

○松岡介護福祉課長

申しわけございません。例えば、オープンパンツ型ですとパッドのレギュラー型と組み合わせということもございます。ですので、ただパンツと何かということではなくて、ある程度メニューを組み合わせ、一部組み合わせも可能というふうにはしております。

○根本委員

一部ね。この制度は、介護保険制度が始まった12年度以前から多賀城市でやっているんですよ。平成8年か平成9年の4月から在宅介護支援制度ということでやっているんですけども、その当時は尿とりパッド30枚と紙おむつ30枚を支給していたんです。わかっていますよね。いつのまにか今ちょっと少なくなっているんじゃないかと。金額は全く前と同じで、今言ったように組み合わせ自由になっているのか。お1人当たりの助成の金額が下がっているんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうですか。

○松岡介護福祉課長

それにつきましては、金額、当然単価といいますか、それはありますけれども、基本的には同じで、あとはメニューをそういった形でふやしたり、あるいは組み合わせたりということをしておりますので、下がっているということではございません。

○佐藤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第22号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○佐藤委員長

全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お昼に入ります。それでは 1 時再開といたします。

御苦労さまでした。

午前 11 時 47 分 休憩

午後 0 時 59 分 開議

○佐藤委員長

それでは、午前に続いて再開したいと思います。

● 議案第 23 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

○佐藤委員長

議案第 23 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

関係課長から説明を求めます。総務部次長。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

それでは、資料 2 の 158、159 ページをお開き願いたいと思います。

初めに、歳出から説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 135 万円 5,000 円を減額補正するものであります。説明欄、総務課関係の一般管理職員人件費は、各建設事業費の補正に伴う財源組み替えでございます。

○鈴木建設部次長（下水道担当）(兼)下水道課長

次に、下水道ほか分でございます。

説明欄 1、下水道課庶務事務で 135 万 5,000 円の減額補正でございます。主なものは、非常勤職員中途退職による減額及び事業確定による減額でございます。

恐れ入ります。143 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費でございます。1 款 1 項下水道事業全体計画の見直し事業で 5,025 万円を繰り越すものでございます。これは、計画見直しに伴い関係機関との協議に時間を要したため繰り越すものでございます。完了は 10 月末を予定しております。

なお、現在の進捗状況について御報告をさせていただきます。八幡排水区につきましては 90%、大代排水区につきましては 80%、その他の排水区につきましては 30%となっております。

159 ページにお戻り願います。

1 款 2 項 1 目雨水管理費で 584 万 2,000 円の減額補正でございます。説明欄 1、雨水施設管理庶務事務及び説明欄 2、雨水管路維持管理事業につきましては、事業費確定による減

額でございます。説明欄 3、仙台市雨水排水施設維持管理負担金につきましては、降雨に伴うポンプ場稼働の増及び汚泥しゅんせつの増に伴い757万1,000円の増額でございます。説明欄 4、中央雨水ポンプ場長寿命化計画策定事業及び説明欄 5、八幡雨水ポンプ場長寿命化計画策定事業につきましては、委託額確定による減額でございます。

恐れ入ります。143 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費でございます。1 款 2 項雨水管理関係で 3 件を繰り越すものでございます。中央雨水ポンプ場長寿命化計画策定事業 720 万円、これは同表、上から 6 番目にある中央雨水ポンプ場長寿命化対策事業 715 万円が繰り越すことに伴い、既設棟詳細設計との整合を図るため繰り越すものでございます。八幡雨水ポンプ場長寿命化計画策定事業 920 万円、これは災害復旧工事との事業調整に時間を要したため繰り越すものでございます。雨水管路維持管理事業 3,110 万円、これは災害復旧工事との事業調整に伴い修理や工事が遅延したため繰り越すものでございます。ともに、完了は 7 月末を予定してございます。

160、161 ページをお願いします。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

それでは、次に 3 項 1 目賦課徴収費で 33 万円を増額補正するものであります。説明欄、総務課関係の賦課徴収職員人件費は、多賀城市給水区分と塩竈市給水区分との下水道使用料の配分変更に伴う財源組み替えでございます。

○鈴木建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長

次に、下水道課分でございます。説明欄 1、下水道使用料徴収事業で 33 万円の増額補正でございます。これは実績に基づく委託件数の増に伴うものでございます。

2 目污水管理費で 4,999 万 4,000 円の減額補正でございます。説明欄 1、污水施設管理庶務事務 384 万 7,000 円の減額でございます。主なものは、27 節消費税及び地方消費税の確定に伴う減額でございます。説明欄 4、污水处理負担金 4,500 万円の減額でございます。これは、19 節仙塩流域下水道維持管理負担金の確定に伴う減額でございます。その他につきましては、事業費確定による減額でございます。

恐れ入ります。143 ページをお開き願います。

第 2 表、繰越明許費でございます。1 款 3 項污水管渠維持管理事業で 1,500 万円、これは道路災害復旧事業等のおくれにより、污水人工ぶた等の修理も遅延する関係上、繰り越すものでございます。完了は 6 月末を予定しております。

160 ページにお戻り願いたいと思います。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 2 億 8,301 万 9,000 円の減額補正でございます。説明欄 1、高橋雨水幹線整備事業 5,014 万 4,000 円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

減額の主なものでございますが、17 節土地購入費 1,620 万 9,000 円、22 節物件移転補償費 3,350 万円でございます。これは、用地交渉において今年度買収が困難になったこと

によるものでございます。なお、現在交渉を継続してございまして、現在の状況ではことしの8月に契約を締結することでおおむね了承をいただいております。説明欄2、雨水施設建設事業から説明欄4、留ヶ谷雨水幹線整備事業までは、事業費確定による減額でございます。説明欄5、雨水枝線整備事業から説明欄9、大代東雨水ポンプ場整備事業までは、雨水排水計画の見直し事業との整合を図るため、今年度の執行を見送ったことによる減額でございます。なお、これらの事業につきましては、雨水計画との整合を図り今後実施させていただく予定になってございます。説明欄10、中央雨水ポンプ場長寿命化対策事業及び説明欄11、中央雨水ポンプ場施設増設事業は事業費確定に伴う減額でございます。

恐れ入ります。143ページをお開き願います。

繰越明許費でございます。2款1項建設事業費で13件を繰り越すものでございます。中央雨水ポンプ場長寿命化対策事業で715万円、これは採用する機種の比較検討に時間を要したため繰り越すものでございます。完了は6月末を予定しております。次に、中央雨水ポンプ場ポンプ施設増設事業で2億7,545万円、これはポンプ製作に時間を要するため繰り越すものでございます。完了は8月末を予定しております。宮内雨水幹線整備事業の2,300万円から雨水貯留施設整備事業3,300万円まで、これは復興交付金事業の採択が12月になったことにより、発注時期が遅延したため繰り越すものでございます。完了は10月末を予定しております。次に、雨水施設建設事業（単独）で990万円、これは隣接地権者との調整に時間を要したため繰り越すものでございます。完了は5月末を予定しております。次に、仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金278万円、これは震災に伴う土木工事のおくれに伴い建築工事も遅延するため繰り越すものでございます。完了は12月末を予定しております。次に、汚水枝線整備事業2,620万円、これは汚水管布設箇所の用地交渉に時間を要したため繰り越すものでございます。完了は11月末を予定しております。次に、汚水施設整備事業1,312万円、これは汚水管布設箇所の用地交渉に要したため繰り越すものでございます。完了は9月末を予定しております。

次に、144ページでございますが、未普及解消対策下水道事業1,100万円でございます。これは工法の検討に時間を要したため繰り越すものでございます。完了は6月末を予定しております。

164、165ページをお願いいたします。

2款1項2目流域下水道建設費で1,000円の増額補正でございます。事業費確定による増額でございます。

3款1項1目公債費で1,593万6,000円の増額補正でございます。説明欄1、汚水事業元金償還事業、23節汚水事業分1,593万6,000円の増額でございます。これは、平成23年度流域下水道災害復旧事業負担金の国庫補助金がかさ上げになったことにより償還されました。それを財務局へ償還することによるものでございます。国費については67.7%から98.3%になったことによるものでございます。

4款1項1目公共下水道施設災害復旧費で2億5,027万6,000円の増額補正ござい

ます。説明欄 1、19 節仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金 1 億 500 万 6,000 円の減額でございます。これは、中野ポンプ場の災害復旧事業において、単独事業分の計上をしておりましたが、補助対象となったことにより負担金の減額によるものでございます。説明欄 2、15 節雨水施設災害復旧工事 321 万 3,000 円の増額でございます。これは雨水施設災害復旧工事において、復旧箇所の増工により不足が生じたため増額するものでございます。説明欄 3、公共下水道施設災害復旧事業（単独）3 億 5,206 万 9,000 円の増額でございます。15 節汚水施設災害復旧工事で 3 億 21 万 5,000 円の増額でございます。これは汚水施設災害復旧工事において、施工に当たり既設の鋼矢板を新たに撤去しなければならなかったこと、及び地下水が高いため止水工が増工したことによる増額でございます。22 節物件移転補償 5,185 万 4,000 円の増額でございます。これは、汚水施設災害復旧工事におきまして、試掘等の調査をしたところ、移設箇所が増工したことによるものでございます。これらの移設につきましては、水道、ガス、NTT 関係の増ということでございます。なお、説明欄 2、説明欄 3 につきましては、今回は単独費で予算を計上させておりますが、現在国土交通省と協議をさせていただいております。今月の 21 日、国土交通省に行きまして最終協議を行い、その承認をいただいた後に補助事業として認められた金額につきましては、財源の組み替えをさせていただく予定になってございます。

恐れ入ります、144 ページをお開き願います。

第 2 表、繰越明許費でございます。4 款 1 項公共下水道施設災害復旧費で 5 件を繰り越すものでございます。公共下水道雨水施設災害復旧事業で 9,380 万円、これは 10 月末の完了を予定してございます。次に、公共下水道雨水施設災害復旧事業で 1,480 万円、これは完了は 26 年 2 月を予定してございます。次に、公共下水道汚水施設災害復旧事業 4 億 9,320 万円でございます。これは、26 年 2 月末の完了を予定してございます。次に、公共下水道汚水施設災害復旧事業で 11 億 4,700 万円でございます。完了は、26 年 2 月末を予定してございます。いずれの工事につきましても、関係機関との協議に時間を要したため繰り越すものでございます。次に、仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金で 1,940 万円、これは雨水ポンプ場の製作に時間を要したため繰り越すものでございます。完了は 5 月末を予定しております。

次のページ、145 ページをお願いいたします。

第 3 表、債務負担行為補正でございます。期間は平成 25 年度単年度が 7 件、平成 25 年度から平成 27 年度までが 2 件、計 9 件でございます。限度額は記載のとおりでございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

150 ページ、151 ページをお願いします。

1 款 2 項 1 目下水道受益者負担金で 152 万 6,000 円の増額補正でございます。これは一括納入があったことによる増額補正でございます。

2 款 1 項 1 目下水道使用料で 1,257 万 9,000 円の増額補正でございます。説明欄 1、下水道使用料（多賀城給水区分）1,424 万 3,000 円の増額、2、下水道使用料（塩竈給水区分）166 万 4,000 円の減額でございます。両給水区の使用料実績及び今後の見込みによる精査に伴う増減額でございます。

3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金で 3,713 万 5,000 円の減額補正でございます。説明欄 1、公共下水道事業（浸水対策事業）分で 2,971 万円の減額補正でございます。

次のページ、お願いいたします。

説明欄 2、公共下水道事業長寿命化対策事業分で 742 万 5,000 円の減額でございます。

これは歳出で説明申し上げました社会資本整備総合交付金減額によるものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目財産貸付収入で 46 万 5,000 円の増額補正でございます。これは水路敷きの貸し付け増に伴う増額でございます。

次に、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 6,726 万 6,000 円の増額補正でございます。

これは、歳出で説明いたしました各事業の一般会計繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

5 款 2 項 1 目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金で 1 億 5,673 万 2,000 円の減額補正でございます。これは、説明欄記載の各復興交付金事業の減額によるものでございます。

次に、7 款 2 項 1 目雑入で 1,596 万 4,000 円の増額補正でございます。説明欄 1、仙塩流域下水道災害復旧事業負担金返還金 1,596 万 4,000 円の増額でございます。これは平成 23 年度災害復旧事業の負担金の返還額で国費比率が 67.7%から 98.3%にかさ上げになったことによる返還金でございます。

次に、8 款 1 項 1 目下水道事業債で 7,760 万円の減額補正でございます。1 節公共下水道事業債 6,440 万円の減額補正でございます。説明欄 1、単独事業債 950 万円の減額でございます。これは主に東田中雨水路線の見直しに伴う減額でございます。説明欄 2、社会資本整備総合交付金事業債で 3,370 万円の減額でございます。これは社会資本整備総合交付金事業の減額に伴うものでございます。説明欄 3、公営企業復興事業債で 2,120 万円の減額でございます。これは復興交付金事業の減額に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

5 節公営企業災害復旧事業債で 5,020 万円の増額補正でございます。これは、災害復旧事業の増額に伴うものでございます。6 節震災減収対策企業債で 6,340 万円の減額補正でございます。これは、汚水事業の各種の補正に伴う減額補正でございます。

次に、146 ページをお開き願います。

第 3 表、地方債補正の変更でございます。先ほど歳入予算補正で御説明申し上げました下水道事業債 7,760 万円の減額補正により、補正後の下水道事業全体における地方債限度額の合計額は、9 億 6,530 万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

なお、資料 3 の 45 ページに下水道事業の元利償還金、雨水・汚水との内訳、それらの財

源内訳が当初予算と比べてどのように変化したものをあらわした表が記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長

以上で説明を終わりました。

これより、歳入歳出一括質疑に入ります。昌浦委員。

○昌浦委員

ちょっと私、今回の一般質問にも絡みがあるものですからお聞きしたいことがあります。資料 2 の 143 ページと 163 ページに中央雨水ポンプ場の長寿命化対策ということで載っておりますね。インフラマネジメントには長寿命化それからコンパクト化、包括化というのかな、この 3 つがインフラマネジメントには有効だと勉強させていただいているんですけども、その中でやっぱり長寿命化というのがここに出てきているものですから、一体この雨水ポンプ場、どのような狙いというのか、目的のもとに長寿命化を図っていくのか、どういう工事をするのかとか、詳細にちょっとここで聞いてみたいと思いますので、御回答いただきたいと思います。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

長寿命化計画でございますが、まずつくる背景となったのは、委員おっしゃる関係が社会的機運が高まってまいりまして、実際に公共施設の老朽化が進んで事故等が起きているという背景がございます。

その中で、下水道の長寿命化のポンプ場の関係でございますが、多賀城のポンプ場が実際に運用するようになってからかなりの経過年数がたっております。それで、現在特に中央雨水ポンプ場につきましては、1,500 ミリのディーゼルエンジンのポンプがございます。そのポンプが現在のところ非常にエンジンがかかりづらいであるとか、ポンプそのものの摩耗によって通常 100 の能力の水をくみ上げるものが減ってきているとか、あとは電気関係で配電盤がもう老朽化をしてちょくちょく大規模な修理が必要であるとか、そういった各随所に老朽化によりふぐあいが発生してきております。それで、実際には設置をした年次をまず調べまして、修理履歴を調べさせていただきまして、それでポンプ場そのものを全部取りかえるということではなくて、極力延命措置を延ばして最少の経費で最大の効果を発揮できるようなものをつくるという計画が長寿命化の計画でございます。

その中で、どうしても部品の供給が手に入らないものであるとか、そういったものについては実際には当然外して新たなものに更新をしていくということの年次計画を立てて、その予算規模も見据えた上でポンプ場を更新していくというものでございます。それで、実際には現在一番古い中央ポンプ場を優先的にさせていただいて、あとは市内のポンプ場全てにおいて長寿命化計画を今後策定していくという予定になってございます。

○昌浦委員

十分、今の回答で納得いく説明をいただきました。

では、この中央雨水ポンプ場の建物、躯体物、これの老朽化というのは、どのように捉えてらっしゃいますか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

中央雨水ポンプ場の建物もかなり経年劣化が実はございまして、現在既設棟といわれる棟につきましては、耐震的にも不足しているという状況がわかってまいりました。これについては、単純に言いますと通常の今まで公共施設、学校とかやってきたような耐震補強ができるかどうかというのは、非常にちょっと微妙な状況でございまして、ポンプ施設と例えば壁を厚く補強しなければならないといったときに、余りそのポンプ施設、電気とかそういった部分とのクリアが少ないんです。そうしますと、なかなか補強というのが難しいという状況にもなりまして、今その辺については極力耐震補強で持っていきたいとは考えているんですが、最悪そういったものがない場合については、取り壊して新たなものを設置するというものも視野に入れながら検討を続けているところでございます。

○昌浦委員

取り壊すのはいとも簡単なことだと思うんですけども、同じ敷地内で代替施設をつくって運用していくという方法、あそこの敷地の広さではとれないのかなと思うんですけども、なぜ具体的に質問させていただいているかという、やっぱりあの施設は余りにも古過ぎる。こうやってポンプや何かを延命化しても包み込んでいる施設そのものが、仮に震度6強とか7強あたりとか、それに耐えられるかなと思ったものですから、今聞いたわけです。最後なんですけれども、ちょっと今さわりに申し上げたように、あの敷地内で今のポンプ場じゃないところに新たなポンプ場を代替施設としてつくれるかどうかというのだけ、ちょっと無理かなとは思いますが、そういうお考えはあるんでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

実際には、地下に入っている部分については耐震的に問題がないようなんですが、上物の部分だけをどこかに移設をして沈砂池からくみ上げることが可能かといわれますと、なかなか難しいと考えてございまして、その辺も含めて今後の検討課題として早急に結論を出していきたいと考えております。

○昌浦委員

わかりました。これは年次的にいろいろポンプ場をつくっておりますから、他のポンプ場に関してもこれから長寿命化策を練ってらっしゃるといいますが、やはり最小限の経費で最大の効果が生まれるように十二分なる計画をお立ていただきたいと思います。

○藤原委員

165ページの仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金の減額なんですけれども、いつの補正だったか忘れましたが、こんな負担あり得ないんじゃないのと私が言ったような気がするんですけども、その件ですかね。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

そのとおりでございます。実際には今回多賀城市の下水道の部分も先ほど私、御説明申し上げたところ、単独費で計上させていただいている分がございます。それらにつきましては、災害復旧を優先するため予算は計上させていただきますが、実際には国土交通省と協議をさせていただいて補助の承認がとれれば組み替えという、まさにこの仙台市の部分につきましてもそういったことでございます。

○藤原委員

これは要するに仙台市にその復旧予算が直接国からきちんと入って、だから多賀城市の負担分がなくなったと、そういう調整が得られたということですね。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

まず、144 ページの繰越明許費の関係ですが、災害復旧事業として最終的にはこの説明を聞くと、26 年の 2 月に考えていた復旧事業は全部これで終了するという意味合いで確認しておいてよろしいのか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

それで結構でございます。

○竹谷委員

財政担当に聞けばいいのかな。繰越明許は何年間できるんでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

繰越明許費は 1 年ということになります。翌年度までということになります。

○竹谷委員

いわば、26 年度の 3 月までに終了しなきゃいけないというものになると。少なくとも現下の情勢、各企業の土木業者の関係、建設業者の関係、大変厳しい状況にある。入札はたまたま多賀城は執行されてやっているわけですがけれども、なかなか期間どおりにいかないという問題を考えた場合に、来年度で繰越明許がだめだというふうになると、もう一度同じことを申請しなきゃいけないという事務的な問題が出てくるのではないのかというぐあいに私は仄聞しているんですけども。このことを省略するやり方を今から国、県に申し入れしながら暫定的に今回の災害復旧については、3 年か 4 年の繰越明許もやむなしという頻繁な手続をしなくてもいいような施策がないものか、私は検討することが大事ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、繰越明許費の設定をした事業、1 年間の繰り越しができるわけですが、もし仮にそこで事業が執行できないという場合、さらに状況によっては事故繰越ということも可能だと。繰越明許費ですと、未契約でも繰り越しはできるんですけども、繰り越した事業の内容、要は契約などの支出負担行為が全て終わっているのであれば、契約行為が終わっていれば事故繰越ということでさらに 1 年延長することが可能になっております。それでもさらに

無理だと、事故繰越をしてもそれが困難だということになると、やはり何らかの手段を講じなければならぬということになるかと思えます。できている分で事業を一旦終わりにして、さらに再度その予算を組むといったことも必要になってくるかと思うんですが、やはりかなり手間のかかることでもありますので、何とか省略する方法があればそういった方法も探る必要があるかと思えます。ただ、やはり国との関係もありますし、その辺の制度、どのような制度が融通のきく範囲があるのかということについても、やはりどうしても財源としては国庫に頼るといのがございますので、その辺はちょっと確認しながらどういった方法があるのか、国のほうでどの辺まで融通がきく形で取り扱いができるのかということは、やはり確認する必要があるんだろうと思っております。

○竹谷委員

面倒くさく言わなくても、事故繰越がありますよと、これに対応しなければ再度になると。私はそれを防止してほしいということ。どういう制度があるかじゃなく、やはりそういう緊急事態ですからそういうことを想定して県なり国と折衝していく、要望していかなければ、こうなったから慌ててやってもいけないですから、転ばぬ先のつえではないですけども、そういうことが予想されるとすれば私は考えられればやっていくべきだと。そして、安心して事業を進めていくような姿勢をつくっていく、体制をつくっていくのが私は大事じゃないかと。それをまた現場でやれというと、現場では何人人がいても足りない。そういうものを省くためにも、やっぱりフォローする部署はどこかわかりませんが、フォローするところはきちんとフォローしておくということが大事ではないかと。復旧・復興の工事は、現場担当だけでなく市全体がそういう意気込みでやっていくんだという姿勢が大事だと思いますし、そのことが職員の効率的な運用に走っていけるというのであれば、そういう制度の見直しを早目に要求していく、お願いをしていくということが私は大事ではないかと思うので、今この補正の段階で意見として申し上げているわけであって、そういう認識に立つべきだと私は思っているんですけども。担当者は言ったって、法律的なことしか言えないので、副市長。

○鈴木副市長

被災地の中では常に話題になることでありまして、今説明の中でありましたけれども、工事の期間を延ばすためには2枚のカードが切れるということになります。明許繰越それから事故繰越ということですけども、問題になったのは前年の年度末ぐらいに金をつけられて1回目の1枚のカードをもうすぐ渡るだけで1枚切らなくてはならないということになりますので、実質的には2年間の期間しかとれなかったというところが一番問題になっております。幸い多賀城の場合ですと、復旧の発注も順調に行っていますので、何とか2枚のカードの範囲内で終わるような状況で進んではおりますけれども、今竹谷委員おっしゃられたようにそれが被害の大きなところでは非常に大きな問題になっております。それも市長会その他を通じて我々も話題にしておりますけれども、今のところ連絡を受けているのは、国の会計法上の手続からしてもそれは無理なので、もしそうだったら一旦そこで切っ

て、翌年度また金をつけるから一旦そこで幕を切ってくれという話をされています。けれども、それをまた設計の組み替えをするのは非常に大変だというのは我々も十分認識しておるところでございますので、これも引き続き国のほうに特例的な扱いにならないものかというのは、今後とも地方全体として話題にしてみたいと思っております。

○竹谷委員

そうすると、構造的なものになるとは思いますが、やっぱり今から話題にしてそういう仕組みをつくっていくというのは、災害が起きた市町村の現状ではないかと。これは災害の起きなかったところはそんなに痛くもかゆくもないと思うんですけども、今こそ宮城県の災害を受けている地域というのがみんなで力を合わせてそういう国の決まりを改善していくということも大事ではないかと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、関連になっちゃうんですが、桜木の災害公営住宅建設するところの裏に……きょうはいないんだ、復興建設課長。次長いるからわかっていると思う。そこの北側に走っている水路がありますよね。あれは八幡雨水幹線でよろしいんですか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

あれは枝線ということになります。

○竹谷委員

枝線でもいいです。先ほどの議論で道路の規制の問題等々がありました。交通の利便を図るためにということで、いわば仙塩病院から来た道路は一方通行だという問題。私ずっと考えていたら、あの枝線といわれる水路幅、どのぐらいありますか。6メートルぐらいあるんじゃないかと見てるんですけども、いかがですか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

幅員は一定ではございませんが、6メートルから7メートルぐらい、最大のところで9メートルほどであると認識しています。

○竹谷委員

あの水路を復興交付金を活用して災害公営住宅の交通の利便を図るために、ボックスカルバートか何か入れて、その上を活用するという方法、何かとれないものでしょうか。私、それをとればあそこの交通問題は解決するのではないのかという思いがあるんですけども、いかがでしょうか。

○永沢建設部次長（兼）都市計画課長

御指摘のとおり、地域からもそういうお願いがございます。ただ、今まだ桜木地区の八幡雨水幹線の整備が全部終わっておりませんので、長期的なスパンで考えていく必要があるんだろうというお話はさせていただいております。

○竹谷委員

やはり緊急性ということでいけば設計は組めるわけですから、八幡雨水幹線の設計と同時に枝線の設計もかけて、そこに先行投資をしていく。いわば、災害復興交付金なり災害復興

基金をここに投入できないかという研究をして、できるとすればそういう設計に切りかえるということも私は大事じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

まず、委員おっしゃっている水路関係については、復興交付金事業を使いまして実際に整備をする予定の水路でございます。ただ、復興交付金の事業の現在採択になっている趣旨からすれば、地盤沈下をして排水不良箇所だということで、交付金をつけていただいている場所ですので、その上を災害公営住宅周辺の環境整備の道路ということになりますと、現在承認をいただいているものと趣旨が変わってくるものですから、その辺については今後復興庁と協議をして認めてもらうような協議を進めていかなければならないんだろうと考えております。

○竹谷委員

ぜひ、公営の桜木住宅のそういういろいろ道路環境という問題が提起されたとするならば、せっかくですからそういう事業の中に早目に関係省庁と調整をしながら着手していくという方策は、多賀城にとってはマイナスではないと。住民にとってもプラスになると思いますので、ここでどうのこうのと議論してもしょうがないですからこれで終わりますけれども、ぜひそういう総合的なものでこれから鶴ヶ谷もそうですし、新田もそうですけれども、いろいろ出てきますけれどもそういう関連も含めてやっぱり進めていくということが大事じゃないかと。ここだけじゃなく関連してどうするんだということを研究して、復興関係の部署と連携をとりながら進めていくことが大事ではないかと思っておりますので、まずそういう意思があるかどうか。副市長、どうですか。そういう意思があるなら。その意思がなければ現場はやれないです。そういうものでやれと、やってみろという指示があれば動けますけれども、指示がなければ勝手にやるというわけにいかないのが、この種の、どこの会社の組織でも行政の組織でもあるものですから、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木副市長

これは復興局を中心に今おっしゃられたようなことについては、ありとあらゆるものは復興交付金事業の中に盛り込めるように、全て御承知のとおり努力をさせていただいています。その中で、結果としては残念ながら復興庁との交渉の中でそれは認められないと言われているものもございますけれども、それもまだこれから何次か申請があると思っておりますので、諦めずに申請を続けてまいりたいと思っております。

○竹谷委員

ひとつよろしくをお願いします。

○佐藤委員長

それでは以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 23 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○佐藤委員長

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 24 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 5 号）

○佐藤委員長

次に、議案第 24 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

関係部課長から説明を求めます。上水道部次長。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

それでは、資料 2 の 167 ページをお開き願いたいと思います。

平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 5 号）でございます。今回の補正の主なものは、収入では給水収益及び加入金等の増額補正、支出では受水費及び不納欠損の増額補正をするもので、これに伴い消費税及び地方消費税の増額補正をあわせてお願いするものでございます。また、年間委託に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は業務の予定量でございます。予算第 2 条第 2 号は年間総配水量でございますが、570 万 256 立法メートルを 7 万 1,913 立方メートル増加し、577 万 2,169 立法メートルに改めるものでございます。同じく第 3 号は、1 日平均配水量でございますが、1 万 5,617 立法メートルを 197 立法メートル増加し、1 万 5,814 立法メートルに改めるものでございます。第 4 号は、主要な建設改良事業でございますが、(イ)の配水管改良事業費 9,500 万円を 81 万 8,000 円減額し、9,418 万 2,000 円に改めるものでございます。

第 3 条は収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をするものでございます。収入の表でございます。1 款水道事業収益で 3,625 万 1,000 円増額し、17 億 4,178 万 1,000 円とするものでございます。

次のページをお願いします。

支出の表でございます。1 款水道事業費用で 359 万 3,000 円増額し、16 億 8,735 万 2,000 円とするものでございます。

第 4 条は資本的収入及び支出でございます。予算第 4 条中本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額 3 億 9,378 万 9,000 円を 21 万 7,000 円減額し 3 億 9,357 万 2,000 円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,795 万 7,000

円を 22 万 2,000 円減額し 1,773 万 5,000 円に、損益勘定留保資金 2 億 6,891 万 9,000 円を 5,000 円増額し 2 億 6,892 万 4,000 円に、次に収入の表でございますが、1 款資本的収入で 325 万 5,000 円を増額し 3 億 5,100 万 9,000 円とするものでございます。

次の 169 ページ、支出の表でございます。81 万 8,000 円を減額し 7 億 3,852 万円とするものでございます。

第 5 条は債務負担行為でございます。予算第 5 条に定めております債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を追加させていただくものでございます。これは、事務用機器等保守点検業務委託などに係る債務負担行為の追加を行うものでございます。これに関連する資料といたしまして 174 ページに債務負担行為に関する調書と、資料 3 の 47 ページ、一番最後のページです。平成 24 年度債務負担行為補正内訳表を御参照願えればと思います。

次に、172 ページ、173 ページをお開き願いたいと思います。

補正予算説明書でございます。なお、金額は消費税を含んで表記してございます。左側のページが予算科目、右側が既決予定額、補正予定額、計となっております。

まず、収益的収入及び支出の上の表、収入でございますが、1 款水道事業収益で補正予定額が 3,625 万 1,000 円の増額補正でございます。1 項 1 目給水収益で補正予定額 1,486 万 9,000 円の増額であります。震災後低迷していた水需要の伸びに伴い水道料金収入が増加していることによるものでございます。2 目加入金で補正予定額 1,967 万 2,000 円の増額であります。当初予算では新設・増設等の加入金を 129 件と見込んでおりましたが、11 月末現在で 218 件と当初予算よりも 89 件ほど増加していることから、本年度の見込み件数により増額させていただくものでございます。4 目その他営業収益手数料で補正予定額 171 万円の増額は給水装置申し込み件数の増等でございます。

次に、下の表の支出でございます。1 款水道事業費用で補正予定額が 359 万 3,000 円の増額補正をお願いするものでございます。1 項 1 目原水及び浄水費で 209 万 2,000 円の増額補正でございます。主なものは受水費で 230 万円の増額補正でございます。配水量の増加に伴い仙南仙塩広域水道用水供給事業からの受水量を増量することにより増額するものでございます。次に、2 目配水費で 147 万 6,000 円の減額補正でございます。委託料で 147 万 6,000 円の減額補正でございますが、漏水調査業務委託などの執行残を見込んだ減額補正でございます。次に、3 目給水費で 29 万 7,000 円の減額補正でございます。委託料で 29 万 7,000 円の減額補正でございますが、計量法に基づく有効期限切れ量水器交換業務委託などの執行残を見込んだ減額補正でございます。次に、6 目総係費で 183 万 7,000 円の減額補正でございます。委託料で 183 万 7,000 円の減額補正でございますが、新会計制度移行に伴う業務委託料の執行残を見込んだ減額補正でございます。

次に、2 項 2 目消費税及び地方消費税 161 万 6,000 円は支払い消費税の増によるものでございます。

次に、3項3目その他特別損失で349万5,000円は水道料金滞納繰り越し分の不納欠損でございます。水道料金につきましては、私法上の債権であることからその適正な保全管理を行うため、多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例に基づき業務を執行しているところでございますが、最大限の徴収の努力をしても債権回収を見込めないものと判断し、条例第10条の規定に基づき不納欠損処分を行うものであります。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入から御説明申し上げます。1款資本的収入で325万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。2項1目他会計負担金で60万1,000円の減額補正は、消火栓設置工事に係る一般会計からの負担金の精算による減額分でございます。3項1目水資源開発負担金385万6,000円の増額補正は、開発行為による宅地造成、建築物等の増による補正でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出で81万8,000円の減額補正でございます。1項2目配水管改良事業費の消火栓設置工事精算による減額でございます。

最後になりますが、ここで補正後の損益計算書について説明をさせていただきますので、資料3をお願いいたします。資料3の46ページでございます。

損益計算について、当初予算と今回の補正後との比較表でございます。今回の補正額は少し色のついた第5号補正欄でございます。その隣の太枠で囲まれた部分が補正後予算となっております。その右隣が当初予算との比較となっております。今回の補正におきましては給水収益や加入金の増額があったことに伴い、費用で特別損失などの増額があったものの、結果的に当年度純利益の見込み額は3,628万8,000円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長

以上で説明を終わりました。

これより一括質疑に入ります。藤原委員。

○藤原委員

金額は少なくとも現計予算では456万2,000円の赤字という見込みだったんですが、補正後は3,628万8,000円の黒字になったということで、よかったなと思っております。質問は、全く単純な数字上の疑問なんですが、先ほど加入金について当初の予算で129件を見ていたんだけど、89件ふえて218件になったんだということで説明がありました。ただ、この資料3の46ページを見ていますと、当初予算の金額が1,382万5,000円で補正が1,873万5,000円になっています。どうも件数と金額がマッチしないんじゃないかという感じがするんですけども、どういうふうに理解すればいいですか。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

こちらの損益計算書につきましては、消費税抜きでございます。先ほど、私申し上げましたこちらの予算説明書につきましては、消費税込みとなっておりますので、その差が出ております。

○藤原委員

私、それはわかっている。その金額の数字というよりも、要するに先ほどの説明では加入金は当初 129 件に見ていたんだと、それが 89 件ふえて 218 件になったんだという話だったんですよ。そうすると、加入金の金額も補正の金額よりも当初予算のほう金額が多くなければおかしいんじゃないかと。そういう疑問なんです、私は。だから、件数が当初予算が多いのに加入金のほうは補正額が多いというのは、何かちょっと変だなと。だって、加入金は 1 件当たり何ほとかと決まっているでしょ。そうすると、件数に単純に単価を掛けたらこの加入金の金額になるでしょ。そうすると、説明聞いてて何か変だなと思ったんですよ。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

先ほど、私説明いたしましたのは、当初予算では新設、増設加入金 129 件と見込んでおりましたけれども、11 月末現在でもう 129 件が 218 件にふえた。そして、今後の見込みを立てて今回補正を行ったという内容でございます。

○藤原委員

わかりました。今後の増分も見て補正をしたんだということだね。だから、当初予算よりも補正額が大きくなったということね。よくわかりました。

○佐藤委員長

それでは質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 24 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○佐藤委員長

全員起立でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第 18 号から議案第 24 号までの平成 24 年度多賀城市各会計補正予算の審査を全て終了いたしました。

各議案ともそれぞれの原案とおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長宛て報告をいたします。

なお、委員会報告の作成については、私委員長に一任願いたいと思います。

これをもって、補正予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時 00 分 閉会

補正予算特別委員会
委員長 佐藤 恵子